

山口県共同募金会助成要綱

1 助成の目的

赤い羽根共同募金は助成を通じ、地域の課題解決を図るとともに、社会の新しい課題を発見し問題解決の方法を探り、解決を担う活動主体の発見・育成並びに活動主体間のパートナーシップ及び活動への住民参加を促進し、地域に暮らす人々が共にたすけあい、安心して生活を送ることができる地域社会づくりに寄与する。

2 助成の種類

山口県共同募金会（以下、「本会」という。）及び山口県共同募金会市町共同募金委員会（以下、「市町委員会」という。）は、次の種類の助成を行う。

（1）県域助成

概ね県全域又は複数の市町で実施する活動及び一つの市町で実施する一定規模以上の活動並びに地域格差の解消に向けた取組を促進する活動に対し本会が行う以下の助成とする。

なお、公募による助成に係る基準及び各県域助成に係る募集要項等については別に定める。

- ア 公募による助成
- イ NHK歳末たすけあい助成
- ウ 赤い羽根テーマ募金による助成
- エ 特別助成プログラムによる助成
- オ 緊急支援事業助成
- カ 災害等準備金による助成
- キ 中央共同募金会等と協働で実施する助成

（2）地域助成

主に市町ごとの区域で行われる活動に対し、市町委員会が行う以下の助成とする。

なお、各地域助成に係る募集要項等については、市町委員会において別に定める。

- ア 地域福祉助成
- イ 地域歳末たすけあい助成

3 助成対象

（1）助成対象となる活動等

助成の対象となる活動等は、次のとおりとする。

- ア 子どもの生活と子育てを支援するための活動
- イ 障害者の地域生活を支えるための活動
- ウ 高齢者の地域生活を支えるための活動
- エ 災害対策のための活動

- オ 更生保護を目的にした活動
- カ その他地域福祉を推進するための活動
- キ 歳末たすけあいによる見舞金

なお、助成に当たっては、助成を要望する団体の活動計画等を検討し、具体的に用途を指定する。ただし、次の活動は助成の対象としない。

- ア 当該活動が、営利、政治又は宗教を目的として行われるもの。
- イ 助成金以外の収入が期待でき、これによって当該活動が実施できるもの。
- ウ 介護保険事業として行われるもの。

(2) 助成の対象となる団体

地域福祉の推進を図るための社会福祉活動及び更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を営業者（国及び地方公共団体が設置、若しくは経営し、又はその責任に属するとみなされる者を除く。）で、下記事項に合致する団体を助成対象とする。

- ア 法人格の有無は問わないが、団体の規約等を備えていること。
- イ 企業、政治団体又は宗教団体から独立して運営されていること。
- ウ その活動から生じる利益を構成員に分配しないこと。
- エ 助成対象の活動の実績及び財務の状況を自ら公開できること。
- オ 活動計画、予算、決算等が整備されていること。
- カ 共同募金の趣旨について理解、共感し、この運動に自ら積極的に参画、推進すること。

(3) 助成の対象となる経費

助成による活動を実施する上で必要な経費を対象とする。

また、活動に伴う管理経費も助成対象に含めることができることとするが、団体の維持・運営のための費用ではなく、助成の対象となった活動を実施する上で必要な範囲の経費とする。

ただし、配分委員会及び市町審査委員会が特に認める場合を除き、土地の取得費、造成費及び助成決定前に支出が行われている経費については対象としない。

4 助成期間

共同募金の助成は、寄付金の募集年度の翌年度末までに決定し、助成金を交付する。

配分委員会及び市町審査委員会において必要と判断された活動に対しては、複数年度にまたがる継続的助成も実施できるものとするが、この場合であっても、助成は単年度ごとに審査・決定する。

5 助成の募集

募集に当たっては、助成対象となる活動、応募方法、審査方法等を明示した募集要項等を広く住民が閲覧できる方法で周知する。

6 助成の申請

助成の申請は次のとおりとする。

- (1) 県域助成を受けようとする者は、本会が別に定める募集要項等に基づき、申請書を提出しなければならない。
- (2) 地域助成を受けようとする者は、市町委員会が別に定める募集要項等に基づき、申請書を提出しなければならない。

7 助成の審査・決定

- (1) 県域助成は、配分委員会で調査、審議の上、理事会及び評議員会の議決を経て決定する。
- (2) 地域助成の審査・決定方法は、市町委員会で別に定める。
- (3) 審査・決定に当たっては、寄付者等多様な主体の意見が反映される方法により実施する。

8 助成金の交付

助成金は、原則として助成決定後、交付金申請書に基づき交付する。

9 助成の明示等

助成を受けて活動を実施する団体は、本会又は市町委員会と事前協議した方法により、その活動が共同募金の助成を受けて実施されていることを明示するとともに、活動の意義、内容及び成果を参加者や住民に表示し、説明等を行うなど周知を図り、募金への協力を呼びかけるものとする。

10 使途の変更禁止及び計画変更

助成金は、指定された活動及び経費以外に使用してはならない。ただし、やむを得ない事由により使途及び活動計画を変更しようとする場合には、予め書面により本会又は市町委員会の承認を受けなければならない。

11 助成の交付決定の取り消し及び返還

助成を受けた団体が次の各号の一に該当する場合は、助成金の全部若しくは一部の決定を取り消し、又は返還させることができる。

- (1) 助成対象となった活動を休止又は中止した場合
- (2) 助成金を指定した活動に使用しない場合
- (3) 虚偽若しくは不正の申請又は報告をした場合
- (4) 助成を受けた年度内に助成対象となった活動ができなくなった場合
- (5) 助成対象となった活動経費の経理状況がきわめて不良と認められる場合
- (6) その他本会又は委員会等の指示に反し不相当と認めた場合

12 助成を受けて取得した備品等の処分

助成を受けた団体が解散等により助成を受けて取得した備品等を処分しようとする場合は、別に定める規程による承認を得なければならない。

13 助成を受けた団体に対する調査及び指導

本会及び市町委員会は、助成を受けた団体に対して、助成の使途に関係ある範囲で、適時、調査及び指導を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月29日から施行する。